

米国におけるロー・スクールのカリキュラムと近時の動き

国際室嘱託・第二東京弁護士会会員

山本 晋平 ● Yamamoto, Shimpei

米国では、法曹一元を前提として、法曹志望者は原則としてすべて、4年間の学部教育¹⁾を経た上で、ロー・スクールで専門教育を受ける。学部教育とロー・スクールの間に、何らかの社会的ないし教育経験を積んでいることも多い²⁾。ロー・スクールでは、ジュリス・ドクター(JD)という3年間のコースが、法曹志望者にとっての基本的な課程であり、その後、各州の司法試験を受験することになる。日本人など海外からの留学生には、母国での法学学位取得者であることなどを条件に、LL.M.(法学修士)という1年間の課程があり、例えば、ニューヨーク州では、公認されたロー・スクール(ニューヨーク州所在のロー・スクールに限らない)³⁾のLL.M.取得者には、一定の要件の下で、同州の司法試験の受験資格を認めている。

米国のロー・スクールは、19世紀後半以降、伝統的に、ハーバード大ロー・スクール学長のクリストファー・コロンバス・レンデル教授が創始したとされる「ソクラテス・メソッド」と呼ばれる教授法(教授と学生との問答式による授業の進め方)が採用され、上訴審判決を素材とする判例法、ケース・スタディに重点を置いてきた。また、1年生には、不法行為法・契約法・民事訴訟法といった定番のコースを教えてきた。「ソクラテス・メソッド」は、米国で法曹が様々な分野で活躍することを可能にした法曹教育の一定の成功の主な原因であるとも評されてきた⁴⁾。

もっとも、これに対しては、時代にそぐわなくなっている、との批判的意見も存在する。オ

ハイオ州立大ロー・スクールのバーマン教授は、ロー・スクールにおける、職業訓練、専門家教育、大学院教育の3種の適切な組合せの必要性を指摘する。そして、近時、米国のロー・スクールにも、弁護士としての実務教育を重視する変化が見られてきたという⁵⁾。

具体例として、ハーバード大では、1年生の伝統的科目を減らして、立法・行政規制、国際法・比較法といった科目を追加すると共に、問題解決技術を扱う科目も新設した。ヴァンダービルト大のルービン学長は、同様のカリキュラム変更に加えて、授業の素材として、上級審判決を読むだけでなく、契約法科目では交渉で作られた実際の契約書を、民事訴訟法科目では尋問調書などを使うことになると述べている。デトロイト・マーシー・ロー・スクールでは、制定法の分析の科目を新設して、上級審判決偏重を改めただけでなく、学生にゲーム理論、統計学、経済理論などによる分析を奨励している。

また、特に2年次以降で、学際的科目、他学部講義の単位認定が増えているという。スタンフォード大では、知的財産権に興味あるロー・スクール生が工学・理学系の授業を受けたり、交渉技術をビジネス・スクールで学ぶことも可能としている(もっとも、プログラム上では改革が行われているが、「他学部講義の単位認定制度があっても、多くのロー・スクール生は活用しておらず、さらなる学校側の奨励が必要」との学生の声も聞かれる)。ペンシルヴァニア大では、ロー・スクール教授の半数近くが他学部でも授業を持つ一方、ロー・スクールも他学部からの教授を多数迎えている。さらに、ノースウェスタン大では、会計学や金融の科目を必須科目に加えるか検討中であるという。ただし、他分野のどの科目を必須とするかコンセンサスは得難く、一定の専門分野に即したコースを作

り、その中で他分野科目を(必修として)盛り込むことになると思われる。

もともと、全米で、JDとMBA(経営管理学修士: ビジネススクール修了者に授与される学位)の共同学位⁶⁾のプログラムは一般に見られるが、近時、JDと他の学位(工学、生命倫理学、医学、国際関係論など)との組合せも登場しつつある。

さらに、実務教育として、ドレクセル大では、通常のエクスタンシブに加え、フィラデルフィアの法律事務所や企業で学年の半分を実務訓練に充てられるようにする予定である。実務経験を培うことにより、就職活動で有利になることも期待されている。

米国では、多くの州で、司法試験の合格後は、実務研修などを受けることなく、そのまま資格が付与される⁷⁾。この点で、修習制度を有するわが国とは、ロー・スクールに求められる養成の内容も異なってくる面があることには、留意が必要であろう。そうは言っても100年以上もの間、ソクラテス・メソッド、判例法を中心とするケース・スタディが同国の法学教育に定着してきたのは事実であり、一方で、そのよう

な法学教育は成功を取めてきたとも評され、多様な背景を持つ学生たちが教室内の議論に刺激を与えてきた米国流が、ロー・スクールから簡単に消えていくとも思われない。しかし、他方で、特に近年、時代の変化に対応しようと、ロー・スクールのカリキュラムにおいて実務的教育に焦点をあてた新たな動きが見られることは興味深く、紹介させていただいた次第である。

- 1) 政治学、英文学、言語学、物理学、化学、工学など様々な領域にわたる。ただし、法学や医学、経営学などは、学部レベルではなく、ロー・スクールなど専門職を養成するプロフェッショナル・スクールで学ぶことが基本的な仕組みとなっている。
- 2) 例えば、ジョージ・ワシントン大ロー・スクールでは、1年生の70%が2年程度の教育あるいは社会的経験を経ているという。「米国における法曹教育の概観(講演)」マイケル・K・ヤング、永野秀雄訳・法学志林特別編集号(2001年1月)15~24頁。
- 3) ニューヨーク州の法曹資格取得要件を定める最高裁判所規則(Section 520.3)によれば、同規則の要件を満たす課程を有するロー・スクール、または、ABAの認証したロー・スクール、とされている。事実上は、ABAの認証が基準となっている。
- 4) 注2)に掲げた文献など参照。
- 5) 以下、主として、アメリカ法曹協会(ABA)の発行するABAジャーナル2007年7月号42頁"Re-engineering the JD"による。
- 6) JDを履修すると3年、MBAは通常2年程度を要するが、JDとMBAの共同学位(Joint Degree)課程は、一つの独立したコースを、例えば4年間履修することで、両方の学位課程を履修したのと同等にみなせるよう設計されている。
- 7) 州によって例外もある。「法学教育改革とプロフェッション〜アメリカ法曹協会マクレイト・レポート」アメリカ法曹協会著、日本弁護士連合会編、宮澤節生・大坂恵理訳(1999年、邦訳2001年)286頁など。また、長期間の研修ではないが、数日間から1週間程度の集中研修コースを新人用に設けている州もある。同書288頁など。